

第5次岩倉市総合計画基本施策評価シート(令和3年度実施施策)



第5章 協働と自治による持続可能なまち	基本施策 28 市民協働・地域コミュニティ	主担当課	協働安全課	責任者	小松 浩
---------------------	-----------------------	------	-------	-----	------

施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●市民一人ひとりが、それぞれの能力を生かし、支え合い、つながり合いながら自治の担い手としてまちづくりに参加して、自分たちのまちに愛着と誇りを持って暮らしています。 ●市民と市民活動団体、地域コミュニティ、民間事業者、行政など、多様な主体が役割を分かち合いながら連携してまちづくりが進められています。 ●地域住民相互の信頼関係に基づき、それぞれの地域が課題解決のために自ら考え、自ら行動し、活気のある地域づくりを進めています。
------------	--

<現状と目標値>

基本成果指標	現状値	実績値			目標値		実績値に対する分析	指標数値根拠
	R1	R2	R3	R4	R7	R12		
市民活動に参加している市民の割合	18.3% (H30)	-	-		20.0%	22.0%	調査未実施だが、コロナ禍により市民活動が停滞しているのではないかと考えられる。	市民意向調査
計画段階からの市政への市民参画に満足している市民の割合	81.6% (H30)	-	-		83.0%	85.0%	調査未実施だが、市民参加条例に則り、適正な手続の実施と周知が必要である。	市民意向調査

単位施策：(1)市民活動・市民協働の活性化

単位施策の成果指標	現状値	実績値			目標値		実績値に対する分析	指標数値根拠
	R1	R2	R3	R4	R7	R12		
市民活動団体、地域コミュニティ、民間事業者等と協働している市民活動支援センター登録団体の割合	45.7%	34%	38%		50.0%	55.0%	支援センターにより働きかけを行っている。【Ⅲ】	市民活動支援センター登録団体アンケート：「すでにしている」
自治基本条例を知っている市民の割合	25.6% (H30)	-	-		30.0%	35.0%	調査未実施だが、広報紙等での継続した周知が必要である。【Ⅱ】	市民意向調査

		取組内容及び成果	課題及び今後の方向性
個別施策：①市民活動の支援 【重点】		①市民活動助成金を制度改正し、団体の設立支援の充実、公益的活動の支援充実、行政提案による事業公募を盛り込み、コースを新設した。令和4年度事業の募集と審査を行った。令和3年度事業は、後期に追加募集をし、計10団体に助成した。以上により市民活動の活性化を図ることができた。 広報紙にて協働のまちづくりコーナーによる周知啓発を行い、市民の参加促進と市民団体の活動支援を図ることができた。	①市民活動助成金は、事業の公益性を確保していくため、団体の支援とともに活動内容を充実させる育成の視点も大切になる。また、行政提案による協働事業を行政課題解決につなげるため、市の委託事業とすることも想定して取り組んでいく。 協働に関する事業を前年踏襲ではなく、実施目的を毎回確認しながら取り組んでいく。
内容	地域の課題解決や活力の創出に自発的に取り組む団体の育成を目的として、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する事業を行う市民活動団体に対して助成する市民活動助成金制度の充実を図ります。また、広報紙やホームページ、協働事業などを通じて、市民活動・市民協働に関する市民意識の啓発・向上を図るほか、活動に対する相談や助言による幅広い支援に努めます。		
個別施策：②市民活動支援センターの機能の充実			
内容	市民活動の拠点としてその活動を支援し、情報の収集や発信、交流機会の確保により市民活動の周知と活性化を図るとともに、市民と市民活動団体、地域コミュニティ、民間事		

業者等をつなぐ中間支援を行うなど、市民活動支援センターの機能の充実に努めます。					
個別施策：③市民自治・協働の推進					
内容	市民、市民活動団体、地域コミュニティ、民間事業者、行政などが、それぞれの責任と役割を明確にし、市民自治と協働のルールなどを定めた自治基本条例等の検証を行いながら市民への浸透を図ります。 また、自治基本条例に基づく住民投票についての検討を行います。				
主要事業	◆市民活動支援センター事業 ◆市民活動助成金事業 ◆協働のまちづくり推進事業	庁内評価 上段：取組内容 下段：成果指標	(2)	C	協働に関する事業として、地域リーダー協働講演会、職員協働研修、市民向け協働セミナーを開催し、市民及び職員等の意識醸成と育成を図ることができた。 【主要施策 P52】 ②情報共有のため、市民活動団体の活動紹介を駅モニターと市役所で毎日放映した。また、市民活動支援センターのホームページ、ブログ、SNS等を活用したほか、情報誌かわらばんを作成し、市民への意識の浸透が図られた。 市民プラザまつり、65歳の集いの他、オンライン（ZOOM等）を活用した市民活動支援を実施した。また、マルチパートナーシップ構築を意識した団体の悩み解決のためのワークショップも実施し、センターとして市民に市民活動への関心を高めることができた。 【主要施策 P54】 ③市民参加手続の予定と結果を公表し、市民周知を図ることができた。 自治基本条例審議会により自治基本条例、市民参加条例の検証を行った。公募委員が未選定など条例に即していない事項について該当課に是正を求め、条例の適正実施を図ることができた。 住民投票条例案の課題を整理し、提案に向けた準備を進めることができた。 広報紙で自治基本条例の特集を掲載するとともに、10月に自治基本条例のワークショップを開催し、認知向上につなげた。 【主要施策 P23、52】
			(Ⅲ)		
市民評価	C	市民評価 判断理由・コメント	・評価委員のうち C8名 ・自治基本条例を継承されていることは大切であり、認知度向上に努める取り組みについては重要である。		

単位施策：(2)地域コミュニティの強化								
単位施策の成果指標	現状値	実績値			目標値		実績値に対する分析	指標数値根拠
	R1	R2	R3	R4	R7	R12		
行政区加入率	85.2%	83.7%	82.2%		85.2%以上	85.2%以上	徐々に加入率が低下傾向にある。なお、住民登録のない世帯は集計されていない。【Ⅳ】	全世帯のうち区費を納めた世帯の割合
地域リーダー人材育成のための研修等の受講者数	71人	0人	32人		85人	100人	コロナ禍により、令和2年度は中止、令和3年度は人数制限して実施したため実績値は下がっている。【Ⅲ】	地域でのリーダー育成のための講座や関係機関主催の研修への派遣による累計受

								講者数	
				取組内容及び成果				課題及び今後の方向性	
個別施策:①行政区への支援 【重点】				①区育成補助金を交付し、行政区の運営や事業の実施支援を図ることができた。 公会堂建設費等補助金を交付し、地域の活動拠点や備品等の維持管理を支援した（5件）。 区民交流の向上のため、コミュニティ助成金を活用し、盆踊り資材一式を購入支援した（曾野町区）。 【主要施策 P56、57】 ②区長会を3回開催し行政区との連携を図るとともに、地域からの要望を受け付け地域課題等の解消を図った。毎月、民生委員・児童委員協議会の開催を支援するとともに、委員の研修や相談など活動支援を行った。 子ども会、老人クラブ等地域住民が行う活動に補助金の交付を始め支援を行い、活動促進に寄与した。 【主要施策 P68、124】				①地域の自治機能の保持と住民の親睦を図るため、補助金の交付を継続する。 コミュニティ助成金等の活用を継続していく。 ②持続可能な地域のあり方を検討し施策につなげるため、小学校区ごとのワークショップを令和4年度から2年かけて行う（地域力活性化支援事業）。 【4年度の重点施策】②	
内容	行政区が取り組む地域の防災・防犯・福祉・保健活動や地域の親睦事業の支援の充実を図るとともに、行政区への加入促進など区の運営を支援します。 また、行政区等に設置されている地域集会所や学習等共同利用施設、公会堂を地域活動や市民活動の場として有効利用できるよう施設の改修・修繕や施設用備品類の更新等の支援の充実を図ります。								
個別施策:②地域コミュニティ活動の支援				①区育成補助事業 ◆地域コミュニティ活性化事業				庁内評価 上段:取組内容 下段:成果指標	
内容	地域コミュニティの中心的な役割を果たす行政区や民生委員・児童委員協議会等の活動支援を行うとともに、地域で活動する団体が活発に活動できるよう支援します。 また、地域住民が主体となった公益的な活動に対する助成の充実や、地域のリーダーとなる人材の育成などを進めます。さらに、行政区に留まらない地域課題への広域的な取組を支援します。								
主要事業				(2)	C				
				(Ⅲ)					
市民評価	C		市民評価	判断理由・コメント ・評価委員のうち C 8名 ・コメントなし					

単位施策:(3)市民参加機会の充実									
単位施策の成果指標		現状値	実績値			目標値		実績値に対する分析	指標数値根拠
		R1	R2	R3	R4	R7	R12		
市民参加条例に基づく複数の市民参加の手続の実施割合		100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%	市民参加条例を周知することで、適切に市民参加の手続が実施されている。 【1】	市民参加条例第6条に規定する事項の政策形成や評価を第7条に規定する市民参加の手続の方法により実施した割合
				取組内容及び成果				課題及び今後の方向性	
個別施策:①市民参加機会の充実				①市民参加手続の予定と結果を公表した。 自治基本条例審議会により市民参加条例の検証を行った。公募委員が未選定など条例に即していない事項について該当課に是正を求め、条例の適正実施を図ることができた。				①これまで市民参加手続の予定と結果は、ホームページのみ公表していたが、今後は広報紙でも掲載する。 案件に応じた市民参加手続を確実に実施するよう働きかける。	
内容	公募や市民委員登録により、審議会や委員会等への市民の参加機会の充実を図ります。 また、無作為抽出によるアンケート調査や市民討議会の開催など、多様な市民参加機会を充実し、市民の意向や提案を行政に反映させるよう努めます。								
主要事業	◆協働のまちづくり推進事業			庁内評価	(2)	B			

		上段:取組内容 下段:成果指標	(I)	8個の計画等の策定と変更に対し、複数の市民参加手続が適正に行われた。また、令和2年度にあった政策提案を実現し、市民の花木に「さくら」を制定した。 【主要施策P31、52】		
市民評価	B	市民評価 判断理由・コメント	<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員のうち A 1名、B 7名 ・多数決的にB評価とする。 			